



育児休業等給付	}	育児休業給付	}	育児休業給付金
		出生後休業支援給付		出生時育児休業(産後パパ育休)給付金
		出生後休業支援給付		出生後休業支援給付金
		育児時短就業給付		育児時短就業給付金

令和7年4月1日からは、「育児休業給付」は「育児休業等給付」となり、内訳は上記の通りとなります。
「出生後休業支援給付」 及び 「育児時短就業給付」 が創設されます。

※ 赤字は、令和7年4月1日から改正又は創設される給付(金)・手当を示しています。クリックしていただければ、リンクします。